

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：33919

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03317

研究課題名(和文) 天然記念物保護から自然保護へ 日独における自然保護法発展過程の比較研究

研究課題名(英文) From protection of natural monuments to nature conservation: A comparative study of the development of nature conservation laws in Japan and Germany."

研究代表者

西村 貴裕 (Nishimura, Takahiro)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：70367861

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：日本の自然保護法制度の発展過程を、その起源である天然記念物制度の成立期に遡って分析した。その結果、なぜ日本の自然保護制度が自然の観光利用を重視するに至ったか、なぜ純粋な自然保護の仕組みが自然公園法などに取り込まれなかったかなど、日本の自然保護制度の特徴を、歴史的側面から説明することができた。

当初はドイツにおける制度の発展経緯も分析し、これを日本と比較することを企図した。しかしこれはパンデミックの状況により達成できなかった。しかし、この比較の概要・見通しは、日本についての論文で示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日本の自然保護制度史の研究は、もっぱら国立公園法の歴史に集中してきた。その際それ以前にすでに成立していた天然記念物制度との関係を考察しないという、歴史研究者としての常識からは外れる研究手法がとられてきた。本研究の意義は、自然保護制度史についての歴史研究であったという控えめなものである。これにより、日本自然保護制度の特徴(たとえば自然公園法が風致の利用を強調する理由、天然保護区域と自然環境保全地域が整理されることなく併存している理由など、さまざま)の由来を、すべて発展経緯に位置付けて説明することができた。この発展経緯の特徴をドイツと比較するという目標は、十分遂行することができなかった。

研究成果の概要(英文)：The development of Japan's nature conservation legal system was analyzed by tracing back to the establishment of the natural monuments system, which is its origin. As a result, the characteristics of Japan's nature conservation system, such as why it emphasizes the utilization of nature for tourism and why a pure nature conservation mechanism was not incorporated into the Natural Parks Law, could be explained from a historical perspective. Initially, the research about the development process of the system in Germany and a comparison with Japan was intended. However, this could not be achieved due to the pandemic situation. Nevertheless, the overview and prospects of this comparison were able to be presented in a paper.

研究分野：基礎法学

キーワード：自然保護制度 国立公園 天然記念物 景観保護 郷土保護運動

## 1. 研究開始当初の背景

本報告書の執筆者である西村は、本研究開始以前に「ドイツにおける自然保護制度・思想の変遷 ナチズム期とその前後を中心として」とのテーマで研究を行った(科研費基盤研究 C, 2011-2024)。この研究ではドイツ帝国自然保護法(1935)を扱い、その成立過程・内容・施行の実際、後継の連邦自然保護法への影響、当時のイデオロギーとの関連などを考察した。また並行して日本の国立公園法(1931)と戦前・戦中のイデオロギーとの関係についても研究し、国立公園が戦争遂行のために必要な「修練」の場として意義づけられていくさまを追跡した。

この研究の過程で、両国の自然保護それ自体を目的とする制度が共に天然記念物保護制度から出発していること、その後の発展はこの制度への批判を起点としていることを知った。すなわちドイツでは、教養市民層に担われた郷土保護運動が、個別の対象・狭小な地域だけを保護する天然記念物保護制度を批判し、景観全体の保護が重要であるとした。日本では天然記念物保護制度が「単なる」保護を目的としていることが批判され、保護と「利用」の両方を目的とする国立公園制度がつくられた。

こうした制度の発展過程は、両国の自然保護制度の特徴を現在まで規定している。開発を景観の観点から制御する制度を発展させたドイツの連邦自然保護法、対して、指定地域だけが保護され、また保護地域の利用が重視される日本の自然公園法、というように。

本研究ではこのような意味での自然保護法の成立・発展過程に注目し、これを比較分析することで、1)日独の自然保護制度それぞれの特徴や差異がどのように生じたのかを分析し、さらに2)自然保護の論拠(基礎づけ)が制度の特徴自体をどのように規定するかを析出することを企図した。

## 2. 研究の目的

以上の背景、問題設定より、本研究では以下の諸点を解明することを目的とした。

I・ドイツにおける天然記念物保護制度の成立と発展の過程。特に、保護の必要性(=私権・開発を制限する根拠)がどのように論じられたか。

II・日本における天然記念物保護制度の成立と発展の過程。同じく、保護の必要性(=私権・開発を制限する根拠)がどのように論じられたか。

III・ドイツにおいて、天然記念物保護制度が郷土保護運動の側よりどのように批判されたか。景観「全体」の保護を目指したこの運動は、その必要性をどのように根拠づけたか。

IV・日本において国立公園の本質をめぐって行われた国立公園派と天然記念物保護派との論争の分析。特に、それぞれが国立公園の本質をどのように把握したか。

V・I-IVの成果、ならびにその後の自然保護法の展開を踏まえ、日独それぞれの制度の特徴、差異がどのように生じたか。

## 3. 研究の方法

目的欄の I から IV を、状況に応じて順序を臨機応援に変えつつ分析していき、最終年度にこれらの成果を比較する論文を執筆するという方法を想定した。本研究は概ね文献研究であるため、必要な文献を収集・分析しその結果を執筆するという、歴史研究の一般的方法が採用された。特にドイツについては必要な文献の多くが国内には所蔵されていないため、海外への文献収集旅行が必須であった。

## 4. 研究成果

Covid-19 パンデミックの状況、ならびに 2022 年度より所属機関を変えたこと等により、特にドイツの研究を十分遂行することができなかった。上目的のうち I は、相当量の草稿を書き溜めているものの、その完成には至らなかった。III についても草稿を部分的に書いており、それなりに構想もできつつある。しかしこれらを完成するには、ドイツへの資料収集が必須である。本科研費の最終年度までに(2度の延長を経ても)それが可能とならなかったことは遺憾である。しかし今後の科研費獲得状況にかかわらずこれらは完成させる。その際には本科研費の助成を受けたことを明記する。

対して上目的の II と IV については、計画当初よりもスムーズに成果を公表することができた。具体的には以下の3本の業績である。特に3において本科研費プロジェクトの成果を海外に発信することができたことを喜んでいる。

1. 「日本における天然記念物制度と自然保護(一九〇六―一九四四)・I」、『歴史研究』56号(2019)。
2. 「日本における天然記念物制度と自然保護(一九〇六―一九四四)・II 制度の基礎づけに着目して」、『大阪教育大学紀要』67巻(2019)。
3. National Parks, Nature Conservation, War The Development of the National Parks System in Japan (1907-1945), in: Fujihara Tatsushi (ed.), The Handbook of Environmental History in Japan (MHM Limited, 2023).

上目的 V については、ドイツについての研究が完成しなかったため進めることができなかった。しかし上 1・2 の業績において、比較の見取り図・見通しを描くことはしており、この論点は自然保護制度の成立史に関心を持つ者にとっては興味深いものだろうと思っている。

最後に研究成果を内容面から略述する。公表された上三つの業績によって、少なくとも以下のような諸点を明らかにした。

- ・日本の自然保護制度(特に自然保護法)が風致の観光的利用に主眼を置き、その内に厳格な自然保護の仕組みをおこななかった理由。

- ・天然記念物制度が現在文化財としてカテゴライズされている経緯。

- ・天然保護区域と自然環境保全地域という二つのカテゴリーが、異なる管轄において併存している理由。

- ・日本の自然保護法における景観保護が景観の観光的利用に主眼を置き、そのために傑出した風景を保護する傾向があるのに対し、ドイツの自然保護は郊外型の景観をも保護下においている。このように相違する特徴が成立する歴史的経緯。

ドイツの制度の詳細な研究、そしてそれらを踏まえた日独比較によってより豊富な結論を得ることができると思うが、上述の通り、これらは今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西村貴裕	4. 巻 56号
2. 論文標題 日本における天然記念物制度と自然保護(一九〇六 一九四四)・I	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史研究	6. 最初と最後の頁 21-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西村貴裕	4. 巻 67巻
2. 論文標題 日本における天然記念物制度と自然保護(1906-1944)・II 制度の基礎づけに着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 201 - 220
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 NISHIMURA Takahiro (in: FUJIHARA Tatsushi (ed.))	4. 発行年 2023年
2. 出版社 MHM Limited	5. 総ページ数 279
3. 書名 National Parks, Nature Conservation, War: The Development of the National Parks System in Japan, 1907-1945 (in: Handbook of Environmental History in Japan)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------